

佐倉市公共施設包括管理業務委託に係る提案評価基準

1. 目的

この基準は、佐倉市公共施設包括管理業務委託に係る公募型プロポーザルにおいて、提案者からの提案内容を総合的に判断し、佐倉市にとって最も有利となる者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2. 業者選定方法

選定にあたっては、佐倉市に最適な事業者を選定するため、提案者が提出した提案書及びプレゼンテーション等の内容について、事業費限度額内の見積金額で提案したもののうち、佐倉市公共施設包括管理業務委託事業者選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）が「3 評価方法」に定める評価方法に基づき評価し、「4 総評価点」に従い算出する総評価点（「5 最低基準点」に定める最低基準点未満のものを除く。）が最も高い提案者の提案を採用することとする。

なお、最高得点者が複数となった場合には、見積金額がより安価である者の提案を採用することとし、当該見積金額も同額である場合には、くじ引きにより採用者を決定することとする。

3. 評価方法

選定委員は、「佐倉市公共施設包括管理業務委託 評価基準表」を使用して評価を行い、提案者毎の評価点を算出する。

4. 総評価点

各選定委員の評価点を合計し、選定委員の数で除した数値を総評価点とする。なお、算出した際に小数点以下の数値が生じた場合は、小数点第2位以下を切捨てとする。

5. 最低基準点

評価項目（1）～（9）について、各選定委員の評価点を合計し、選定委員の数で除した数値において、54点を最低基準点とする。なお、算出した際に小数点以下の数値が生じた場合は、小数点第2位以下を切捨てとする。

佐倉市公共施設包括管理業務委託 評価基準表

評価項目		内容	配点	評価				
〔評価の視点〕 ・提案内容が具体的であり、実現可能性があるか ・現状の課題等を的確に認識しているか ・計画的な維持保全につながる内容か ・施設や設備の長寿命化等、公共施設の維持管理の品質向上に効果的な内容か								
(1)	業務の理解 業務の方針	・現状や課題の把握、業務の方針	10	特に優れている (10)	優れている (8)	普通 (6)	不十分 (4)	極めて不十分 (2)
(2)	業務の実施体制 市内業者の活用	・業務の役割分担、人員配置 ・各業務における協力会社選定の方針 ・市内業者活用の方針	10	特に優れている (10)	優れている (8)	普通 (6)	不十分 (4)	極めて不十分 (2)
(3)	人材能力	・業務責任者の資格、実績 ・配置予定従事者の資格、実績	5	特に優れている (5)	優れている (4)	普通 (3)	不十分 (2)	極めて不十分 (1)
(4)	業務工程	・事業スケジュール、業務フロー	10	特に優れている (10)	優れている (8)	普通 (6)	不十分 (4)	極めて不十分 (2)
(5)	緊急時の対応	・設備の故障や災害時等における対応	5	特に優れている (5)	優れている (4)	普通 (3)	不十分 (2)	極めて不十分 (1)
(6)	管理情報の活用	・管理情報（点検結果等）を活用した計画的な修繕実施の手法等の提案	10	特に優れている (10)	優れている (8)	普通 (6)	不十分 (4)	極めて不十分 (2)
(7)	空調設備の維持 管理に係る提案	・空調設備の適切な維持管理につながる仕様の改善、業務提案等	10	特に優れている (10)	優れている (8)	普通 (6)	不十分 (4)	極めて不十分 (2)
(8)	仕様等に対する 改善提案	・現在の保守点検業務に対する改善提案等 (空調設備以外)	15	特に優れている (15)	優れている (12)	普通 (9)	不十分 (6)	極めて不十分 (3)
(9)	新規サービス等の 提案	・新たな業務内容、仕組み等の提案 ・事業効果の評価手法等	15	特に優れている (15)	優れている (12)	普通 (9)	不十分 (6)	極めて不十分 (3)
(10)	見積金額	10 × 最も安価な業者の見積金額 ／当該事業者の見積金額	10					
合計			100					

※ 小数点以下の数値が生じた場合は、小数点第2位以下を切捨て。